様式第５号（第７条、第１２条関係）

補助要件チェックシート

該当する場合に☑を入れてください。チェック欄全てに当てはまらない場合は、原則補助金を交付することができません。なお、チェックした項目については、別途、確認させていただく場合があることをあらかじめ御了承ください。

補助申請者名　　　　　　　　　　　　　　　

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 確認内容 | チェック欄 |
| （補助対象者要件） | | | |
| 3.1.(1) |  | 町内で自ら所有し、居住する住宅の屋根に、自家消費型太陽光発電設備を導入する者であること。 | □ |
| 3.1.(2) |  | 申請世帯全員に町税等の滞納がない者であること。 | □ |
| 3.2 |  | 美浜町暴力団排除条例（平成２４年美浜町条例第１２号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第３号に規定する暴力団員等又はそれらと密接な関係を有していない者であること。 | □ |
| （補助対象事業要件） | | | |
| 事業全般 | |  |  |
|  | (1) | 二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 | □ |
|  | (2) | 補助対象事業実施時における最新の各種法令等を遵守した事業であること。 | □ |
|  | (3) | 補助対象事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果について、Ｊ-クレジット制度への登録を行わないこと。 | □ |
|  | (4) | 補助対象事業によって得られる環境価値のうち、補助対象者に供給を行った電力量にひもづく環境価値を補助対象者に帰属させるものであること。 | □ |
|  | (5) | ＦＩＴ又はＦＩＰ制度の認定を取得しないこと。 | □ |
|  | (6) | 電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 | □ |
|  | (7) | 補助対象者の敷地内において補助対象設備で発電して消費する電力量を、補助対象設備で発電する電力量の３０％以上とすること。 | □ |
|  | (8) | 国、県等の補助金又は交付金その他これらに類するものの交付を受けている事業でないこと。 | □ |
|  | (9) | 補助対象設備について、視認可能な箇所に事業名を表示すること。 | □ |
|  | (10) | 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、次に掲げる事項について遵守すること。 | □ |
|  | ア | 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 | □ |
|  | イ | 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 | □ |
|  | ウ | 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。 | □ |
|  | エ | 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。 | □ |
|  | オ | ２０ｋＷ以上の太陽光発電設備の場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助対象者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日及び本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 | □ |
| ※２０ｋＷ未満などの理由により該当しない場合は、次の括弧内にその旨を記載し、右欄に☑を記入してください。 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | カ | 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書やしゅん工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理し、及び保存すること。 | □ |
|  | キ | 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 | □ |
|  | ク | 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 | □ |
|  | ケ | 防災、環境保全及び景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合は、適切な対策を講じ、災害や自然破壊の防止及び近隣への配慮を行うよう努めること。 | □ |
|  | コ | 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 | □ |
|  | サ | 補助対象設備の解体・撤去等に係る費用については、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立て等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立て等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 | □ |
|  | シ | 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。 | □ |
| 太陽光発電設備 | |  |  |
|  | (1) | 商用化されており、導入実績があるものであること。 | □ |
|  | (2) | 未使用品であること。（中古品は、補助対象外） | □ |
|  | (3) | 固定方法は、「ＪＩＳ　Ｃ８９５５：２０１７太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」等、一定の基準（固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重等）を満たすものであること。 | □ |
| 積雪を考慮した上で、太陽光発電設備を設置できる耐荷重を有する建物であること。 | □ |
| 蓄電池設備 | |  |  |
|  | (1) | 太陽光発電設備の附帯設備であること。 | □ |
|  | (2) | 商用化されており、導入実績があるものであること。 | □ |
|  | (3) | 未使用品であること。（中古品は、補助対象外） | □ |
|  | (4) | 太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。 | □ |
|  | (5) | 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 | □ |
|  | (6) | 定置用であること。 | □ |
|  | (7) | １２．５万円／ｋＷｈ（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなるよう努めること。 | □ |
|  | (8) | 美浜町住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金交付要綱別表第１の蓄電池設備の項(8)に掲げる全ての要件を満たすこと。 | □ |